

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。

平成三十年五月二十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）

二 測量の地域 奈良市及び生駒郡斑鳩町

三 測量の終了年月日 平成三十年三月二十三日